平成２４年（フ）第１３３１号
福岡市中央区渡辺通２丁目８番20号
破産者　有限会社呉服処久ぼ
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第９２号
茨城県水戸市笠原町1264番地の１　カーサプルーノ102号、開始決定時の住所栃木県足利市永楽町2690番地１　モナーク足利505
破産者　阿部　能高
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１１５号
栃木県足利市久松町68番地２
破産者　權田芳二朗
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１３１号
栃木県足利市久松町68番地２
破産者　權田　剛敏
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第３２１号
埼玉県越谷市蒲生南町７番３号　つつみコーポ101、開始決定時の住所埼玉県越谷市蒲生愛宕町８番39号　オーベル越谷南211号
破産者　山崎　繁三
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７３４号
茨城県坂東市上出島547番地　倉持方、住民票上の住所埼玉県越谷市大成町１丁目228番地27　中島方、旧住所東京都足立区辰沼２丁目７番５号
破産者　畠山　正良
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３号
神奈川県厚木市長谷1604－３　長谷寮Ｂ－201、住民票上の住所長野県塩尻市大門桔梗町17番15号堀川住宅Ｂ号
破産者　小林　幾郎
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第４６７号
兵庫県姫路市田寺東２丁目34番36号
破産者　野一　壽弘
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２５４７号
福岡県糟屋郡宇美町原田２丁目１番20号フォーレスト花の木Ａ棟202号、前住所福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂３丁目11番21号
破産者　高取　浩孝
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２８９号
福岡県糟屋郡志免町志免４丁目２番11―103号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡宇美町宇美６丁目21番１号
破産者　清水　安雄
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２０６号
福岡市東区唐原５丁目３番21―101号、前住所福岡市東区唐原６丁目６番47号
破産者　吉木　　実
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６８２号
福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目52番地
破産者　藤本　正光
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２００９号
福岡市南区多賀２丁目３番843号
破産者　丸野　一義
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３５８号
福岡市東区和白５丁目４番58―303号
破産者　高丸　俊彦
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５号
大分県佐伯市米水津大字色利浦312番地４
破産者　天野　和利
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第３２７号
福島市笹谷字出水上24番地の８　ロイヤルガーデンⅣ404、開始決定時の住所福島市飯坂町平野字谷地田８番地の１
破産者　清野真喜子
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所